

新たな税のしくみは？



現在、県で検討中であり、現段階ではこのように考えています。

新たな森づくりのための税制度(素案)

課税方式

既存の県民税に上乗せして課税(均等割超過課税)

納税義務者

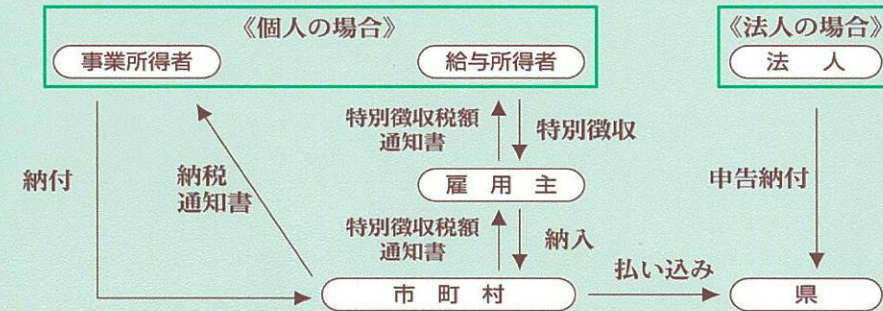
- [現行の県民税均等割の納税義務者と同じ]
- 個人:1月1日現在で県内に住所等を有する人
(所得が一定の水準を下回る等、県民税均等割が課税されない人は非課税)
 - 法人:県内に事務所等を有する法人

税率

- 個人:年1,000円(現行の個人県民税均等割額 年1,000円に加算)
- 法人:資本金等の金額により年2,000円~80,000円(現行の法人県民税均等割額に10%相当額を加算)

資本金等の額	1千万円以下	1千万円超1億円以下	1億円超10億円以下	10億円超50億円以下	50億円超
税額	2,000円	5,000円	13,000円	54,000円	80,000円

納税方法



税収規模

約6億円(平年度ベース)

税収の用途の明確化

新たに基金を設置し、そこに税収を積み立てて、新たな森づくりの事業へ支出

制度の点検等

5年後を目途に、制度の点検・見直しを実施

他県での新たな森づくりの取り組み状況

平成18年4月現在、高知県など16県(東北では岩手県と福島県)で新たな森づくりのために、いわゆる森林環境税を導入しています。このほかに3県で平成19年4月からの導入が予定されています。

県民のみなさんの積極的なご意見をお寄せください

お問い合わせ先

〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号 山形県庁内

新たな森づくり・税の使いみちについて

文化環境部みどり自然課
みどり環境担当

TEL023-630-2207
FAX023-630-2133

E-mail midori@pref.yamagata.jp

税のしくみについて

総務部税政課
企画納税担当

TEL023-630-2072
FAX023-630-2136

E-mail zeisei@pref.yamagata.jp

山形県ホームページ(アドレス <http://www.pref.yamagata.jp/>) も是非ご覧下さい。

- 「やまがたみんなを支える森づくり」は、「組織別一覧」→「文化環境部」→「みどり自然課」から
- 「森林審議会」での検討内容については、「組織別一覧」→「農林水産部」→「森林課」から
- 「県税」については、「組織別一覧」→「総務部」→「税政課」から、ご覧になれます。